

くらしの Information of Living 情報

税金・年金

町税の納税通知書を送りました

令和3年度の町税(町・道民税、固定資産税、軽自動車税(種別割))の納税通知書を7月1日に送付しました。納税通知書の内容を確認し、納期限内に納付してください。

期別	町・道民税	固定資産税	軽自動車税(種別割)
第1期	8月2日(月)		
第2期	9月30日(木)	8月31日(火)	/
第3期	11月30日(火)	11月1日(月)	
第4期	来年1月31日(月)	12月28日(火)	

今年度の変更点

- ①税目ごとに納税通知書、期別ごとに納付書を発行します。(口座振替の方は納付書同封なし)
- ②コンビニエンスストアとスマートフォンアプリによる納付ができるようになりました。
- ③納期ごとの負担の軽減を図るため、第2期以降の固定資産税の納期を変更しました。

町・道民税

1月1日現在で居住している市町村に納める税金です。前年の所得をもとに算定しています。

- ①65歳以上の公的年金受給者のうち町・道民税の納付義務がある方に対する公的年金からの特別徴収(天引き)は実施していません。
- ②固定資産税 1月1日現在で土地、家屋、償

軽自動車税(種別割) 減免制度

4月1日現在で軽自動車(原動機付自転車、2輪、小型特殊等を含む)を所有している方が納める税金です。税率は別表1、2をご覧ください。

グリーン化を推進するため、一定の年数を経過した軽自動車は重課税率が適用されます(別表2の「重課税率」をご覧ください)。

軽自動車税(種別割) 減免制度 障がい者のために使用する車両で一定の要件を満たすものは減免措置があります(同一生計の方が所有する車両も適用対象)。

減免を受けるには7月26日(月)までに課税室(3番窓口)に申請してください。

車種区分	税額	
原動機付自転車	50cc以下	2,000
	51~90cc	2,000
	91~125cc	2,400
	ミニカー	3,700
軽2輪(126~250cc)、被けん引車	3,600	
2輪小型(251cc以上)	6,000	
雪上車	3,000	
小型特殊自動車	農耕用	2,000
	作業用	5,900

車種区分	初めて車両番号の指定を受けた年月		初めて車両番号の指定を受けた月から起算し、14年を経過した月の属する年度以後(重課税率)
	平成27年3月31日以前(旧税率)	平成27年4月1日以後(新税率)	
3輪			4,600
	乗用	営業用	5,500
4輪	乗用	営業用	6,900
		自家用	8,200
	貨物	営業用	3,800
		自家用	4,500

人のうごき

5月15日~6月15日に確認できた方 (敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

お誕生	父	母	町内会
生まれた子 大場翔 山田結平 すのき航 もりみどり 後藤陽春	剛士 泰明 典尚 雄 中規	友里絵 華 沙綾 のぞみ 敬子	町内会 17区 北町2丁目 第26 上岐登牛 34区

おくやみ

亡き人	歳	届出人	町内会
中西仁 上村栄一 阪上壽雄 工藤奈美 武内つるい 菅沼義信 高橋孝一 石戸谷さよ子 上田春子 川上隆司	70歳 85歳 84歳 47歳 90歳 83歳 84歳 98歳 87歳 78歳	中西幸 上村民子 阪上真由美 工藤正志 深谷征男 菅沼信幸 高橋トヨ子 石戸谷邦昭 上田美喜子 川上京子	町内会 第22 南町2丁目 2東 西区 18区 第22 31区 6東区 北町2丁目 第28

人口・世帯数		5月末日現在	
人口	8,431人	(前月比+)	6人
男	3,936人	(前月比+)	7人
女	4,495人	(前月比-)	1人
世帯数	4,027戸	(前月比+)	3戸
出生	3人		
死亡	10人		
転入	28人		
転出	16人		
その他	0人		

無料法律相談
7月28日(水)
午後1時~午後5時

役場3階 第三小会議室(完全予約制)
予約・お問合せは16日(金)まで
(役場企画総務課総務室)

省け、納め忘れも防止できます。手続き 納付書、通帳、金融機関 お届け印を持参のうえ、納期限の20営業日前までに収納室(4番窓口)か金融機関に申請 指定できる金融機関 JAひがしかわ、北央信用組合、北海道銀行、北洋銀行、北陸銀行、旭川信用金庫、ゆうちょ銀行、郵便局

納税についての相談

納期限までに納付が困難な場合は、7月26日(月)までに必ず収納室に相談してください。

期限内納付のお願い

税金・料金を納期限までに納付しないと、延滞金の加算、督促状等の送付、滞納処分が行われます。みなさまにとって不利益となりますので、納期限内の納付をお願いします。

問合せ 税務定住課 収納室

役場 内線1121・1126

今年度の地籍調査が始まります

地籍調査の対象区域は町内全域で、市街地の宅地地域から先行して調査しています(1ブロックあたり3年間)。

今年度(10年目)の調査区域

- ①2年目作業:北町8~10丁目の各一部
- ②1年目作業開始:北町11~13丁目の各一部

地籍調査の目的

境界が不明確な土地や、現地と図面が合わない土地で境界トラブル



入されます。ただし、年金を計算するときには、保険料を納めた時に比べて減額になります。

保険料免除制度

対象 ①本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定以下 ②失業 免除額(4種類) 全額、4分の3、半額、4分の1

保険料納付猶予制度

対象 20歳~50歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定以下 未納のままにしておく... 障害や死亡といった不慮の事態が発生しても障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合や、老齢基礎年金を将来的に受けられない場合があります。

問合せ 税務定住課 住民室

内線1114

ルが発生すると、係争地の周辺を含む広い区域を測量し直して調整しなければなりません。その場合測量経費が高額になるため、個人では土地境界を確定または解決できない事態になりかねません。国土調査法に基づき土地の位置や面積などを事前に把握することで、土地境界に関するトラブルを未然に防ぐことができます。

調査の方法

調査が完了すると、土地の位置を地球上の座標で正確に表示できるようにになります。将来何らかの原因で境界線が消失しても正確迅速に復旧でき、少ない経費で土地境界を復元することができます。

調査の方法

土地一筆ごとに境界測量と面積測定をし、正確な図面(地籍図)、台帳(地籍簿)を作成して土地登記簿を改めます。費用の個人負担

補助制度
今年5月から北海道が新型コロナウイルスによる緊急事態宣言区域だったことに伴い、国が行う「月次支援金」に幅広い事業者の方が申請できます。また「道特別支援金」を合わせて受けることも可能です。詳しくはそれぞれのHPをご覧ください。たたくか、相談窓口へお問い合わせください。役場産業振興課の窓

高齢者の補聴器購入費を助成
難聴は認知症発症の一要因と言われています。「聞こえ」を取り戻し、コミュニケーションを確保することで、いつまでも元気に過ごせるよう、補聴器の購入費を助成します。申請には医師の意見が必要で、医療費が発生します。対象要件に該当することを予めご確認ください。「今年度新規事業」
対象者 ①~⑤を全て満たす方
①居宅要介護または要支援被保険者か、その状態への予防効果があると認められる ②聴力レベルが30dB以上で、身体障がい者手帳の交付対象外である ③中耳炎などの一時的な聴力低下ではない ④耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがない ⑤補聴器の装用により、